

農業経営改善促進資金（スーパーS）の概要

1. 制度創設 平成6年度

2. 制度の目的

平成4年度に農林水産省が公表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」が目指す経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者（認定農業者）への金融上の措置として、農業経営改善促進資金が平成6年度に創設されました。

3. 制度の仕組み

農業経営改善促進資金（スーパーS）は農協系統資金等を活用しつつ、借りやすく返しやすい方式（極度貸付方式）で融通するものです。

スーパーSは、県の貸付金等により県農業信用基金協会に造成される低利預託基金と、農協系統資金等民間資金の協調融資（3倍協調）により、農業者に低利で貸付を行なうものです。

4. 利子補給

低利な運転資金を貸し付けるもので、利子補給の適用はありません。

5. 債務保証

県農業信用基金協会の債務保証制度の適用があります。

6. 制度の概要

(1) 融資対象者：認定農業者

(2) 融資対象事業：認定農業者の農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金
ただし、既往借入金の借り換えは対象にならない

(3) 貸付利率：最新の貸付利率については、県のホームページ内の「農業制度資金金利一覧表」をご確認ください。

(4) 利用期間：本資金の貸付けが受けられる期間は、経営改善計画の期間中
(同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日まで。)

(5) 貸付方式：当座貸越、手形貸付及び証書貸付
(当座貸越及び手形貸付については極度貸付方式)

(6) 償還期限：手形貸付及び証書貸付は1年以内、
当座貸越は1年程度の当座貸越契約期間内とする。
ただし、計画期間中は範囲内で借換えを行うことができるものとする。

(7) 貸付限度額：極度額を設けて随時借入・随時返済を繰り返して利用

【極度額の上限】認定農業者 個人 500万円（畜産・施設園芸は2,000万円）

法人 2,000万円（畜産・施設園芸は8,000万円）

農業経営改善促進資金貸付条件一覧

資金の種類	融資対象事業	融資対象者	貸付利率	償還期限	貸付限度額
<p>農業経営改善促進資金 (スーパーS)</p>	<p>認定農業者の農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金 種苗代、肥料代、飼料代、小農具・消耗品の購入、営農用施設・機械の修繕費、地代、営農用機械のリリース料、市場開拓費等</p> <p>ただし、既往借入金の借り換えは対象にならない(本資金の初回借入時における既往借入金(短期運転資金)からの切替を除く)</p>	<p>・農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画認定制度に基づき、認定を受けた農業を営む個人及び法人 ・あつて、市町村ごとに設置される特別融資制度推進会議において資金利用申込書の認定を受けた者</p>	<p>最新の貸付利率については、県のホームページの「農業制度資金金利一覧表」をご確認ください。</p>	<p>手形貸付・証書貸付 1年以内 当座貸越 1年程度 の当座貸越の当座貸越 契約期間内 ※ただし、農業経営改善計画期間中は、極度額の範囲内で借換を行うことができる</p>	<p>極度額を設けて随時借入・随時返済を繰り返して利用 極度額の上限 ・認定農業者 個人 500万円 (畜産・施設園芸は 2,000万円) 法人 2,000万円 (畜産・施設園芸は 8,000万円)</p>